

令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭及び事業所における再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、再生可能エネルギー設備の設置を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 寒河江市内において住居として使用され、又は使用される予定の建物をいう。
- (2) 事業所 寒河江市内において事業の用に供される建物をいう。
- (3) 農業用施設 寒河江市内において農業の用に供される施設をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の交付の対象となる再生可能エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 木質バイオマス燃焼機器で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア ペレット、薪等を燃料とするストーブであること。
 - イ 寒河江市内に住所を有し、若しくは有する予定の個人（個人事業主を含む。）又は寒河江市内に事業所を置く法人がその使用する住宅、事業所又は農業用施設に設置（増設を含む。）するものであること。この場合において、当該住宅、事業所又は農業用施設の所有者が当該個人又は法人でない

ときは、当該設置について書面により所有者の承諾を受けていること。

ウ 電源を必要とする場合、補助対象経費が40万円を超えること。

エ 電源を必要としない場合、補助対象経費が30万円を超えること。

オ 既使用の製品でないこと。

カ 設置工事について、交付決定日以降に着手し、令和7年3月31日までに完成するものであること。

(2) V2H設備で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 電気自動車等に搭載された蓄電池から住宅又は事業所への電力供給を可能とする設備であること。

イ V2H設備として一般社団法人次世代自動車振興センターの登録を受けている製品であること。

ウ 太陽光発電設備の設置と併せて設置するもの又は太陽光発電設備が既に設置されていること。

エ 当該設備の設置について、国の補助金の交付を受けていないこと。

オ 既使用の製品でないこと。

カ 設置工事について、交付決定日以降に着手し、令和7年3月31日までに完成するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には補助金を交付しないものとする。

(1) 令和6年度において、既に本補助金の交付を受けている者

(2) 市税に滞納がある者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備ごとに、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額以内の額とする。

(補助金等交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第5条の規定にかかわらず、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、令和7年3月14日までに、持参又は郵送(配達日の証明ができるもの)により、市長に提出しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー設備設置事業計画書(様式第2号)
- (2) 配置計画図面
- (3) 事業に係る見積書及びその内訳書の写し
- (4) 補助対象設備の概要を確認できる書類(カタログ等の写し)
- (5) 令和5年度の納税証明書(申請日が令和6年6月30日までの場合は、令和4年度の納税証明書)
- (6) 補助対象設備設置前の現況写真(新築住宅への設置などの理由により、添付が困難な場合は、可能になり次第提出するものとする。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、提出された申請書の記載事項又は添付書類に不備があると認めるときは、申請者に対しその補正を求めることができる。

3 市長は、申請書の提出を受けた場合(前項の規定により補正を求めた場合は、当該補正が完了したとき。)は、その内容を審査し、補助対象設備の要件に合致すると認めるときは、速やかに交付決定を申請者に通知するものとする。この場合において、申請者は当該交付決定の通知を受けた後でなければ、設置工事に着手してはならない。

(補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号ア及びイに定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の変更を伴う変更
 - (2) 設置工事完成予定日の3か月以上の延長
 - (3) 補助対象設備（附帯設備を除く。）の仕様の変更
- 2 前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該交付決定に係る補助対象設備の設置事業（以下「補助事業」という。）について前項各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合には、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業計画変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (1) 変更契約書の写し（変更契約を行った場合）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 相続、法人の合併等により補助事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとする場合には、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業承継承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第14条の規定にかかわらず、完了後30日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」）に次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー設備導入事業実績書（様式第7号）
 - (2) 補助対象設備の設置完了写真（設置した設備全体と型番、製造番号等を確認できるもの）
 - (3) 領収書及びその内訳書の写し
 - (4) 住民票又は法人の登記事項証明書
 - (5) 補助金振込先通帳（申請者名義）の表紙及び1ページ目の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象設備の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、速やかに、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（手続の代行）

第8条 補助事業者は、第5条に規定する申請又は報告（以下「手続」という。）を補助対象設備の販売事業者等（以下「手続代行者」という。）に依頼し、代行させることができる。

（実態調査への協力）

第9条 市長は、再生可能エネルギー設備の普及促進を図るため、補助事業者（手続代行者を含む。次項において同じ。）に対し、補助対象設備の使用状況に関する実態調査への協力を要請することができる。

- 2 補助事業者は、前項の調査について、市長から協力を要請された場合は、これに応じるよう努めなければならない。

（財産処分の制限等）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって補助対象設備を管理し、その効率的な運用を図るとともに、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に

定める耐用年数をいう。)の期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保又は廃棄に供してはならない。

- 2 前項の規定により市長の承認を受けようとするときは、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金財産処分承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
木質バイオマス燃焼機器 (電源を必要とし、補助対象経費が40万円を超えるもの)	ペレットストーブ等の本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費(設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。)	10万円
木質バイオマス燃焼機器 (電源を必要とせず、補助対象経費が30万円を超えるもの)	ペレットストーブ等の本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費(設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。)	5万円
V2H設備	機器費(工事費を除く。)	補助対象経費の実支出額に6分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は12万円のいずれか低い額

令和 年 月 日

寒河江市長 様

（申請者）

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

（※電話番号は、日中連絡が取れるもの）

令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書

令和6年度において、寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業について、標記補助金 円を交付されるよう、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添付して申請します。

再生可能エネルギー設備設置事業計画書

申請区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 （該当欄にチェック☑）			
1 設置場所 <small>（申請者住所と同じ場合は記入不要）</small>				
2 設備を設置する建物の概要	建築区分（該当欄にチェック☑） <input type="checkbox"/> 新築設置 <input type="checkbox"/> 既築設置	建物の所有者（該当欄にチェック☑） <input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外		
3 工事着手・完成予定日	工事着手（予定）日 年 月 日	工事完成予定日 年 月 日		
4 設備の概要	導入設備 （該当する設備にチェック☑）		<input type="checkbox"/> 木質バイオマス燃焼機器	
			<input type="checkbox"/> V2H設備	
	メーカー名		型式	
	補助対象経費（消費税含む）			
	補助金申請額		円	
〔V2H設備を導入する場合〕 <input type="checkbox"/> 補助対象設備について国の補助金を受けない（チェック☑すること）				
5 工事請負者 （書類作成補助者）	会社名			
	代表者氏名			
	住所			
	担当者氏名			
	電話・FAX番号	TEL	FAX	
	メールアドレス			
6 添付書類 <small>※確認欄の該当項目欄に ○印をすること。</small>	確認欄	添付書類		
	①	配置計画図面		
	②	事業に係る見積書及びその内訳書の写し		
	③	補助対象設備の概要を確認できる書類（パンフレットの写し等）		
	④	令和5年度の納税証明書（申請日が令和6年6月30日までの場合、令和4年度の納税証明書）		
	⑤	補助対象設備設置前の現況写真 <small>（新築住宅への補助対象機器設置などの理由により添付が困難な場合後日提出する）</small>		
	⑥	その他必要な書類		

令和 年 月 日

寒河江市長 様

（申請者・補助事業者）

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

（※電話番号は、日中連絡が取れるもの）

令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令市第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請します。

記

（設備名： ）

項 目	変更前	変更後	変更理由
①工事完成予定日	年 月 日	年 月 日	
②補助対象設備に係る仕様等			
③補助対象経費	円	円	
④補助金交付申請額	円	円	

- ※ 変更契約を行った場合は、変更契約書の写しを添付してください。
- ※ 種類、仕様等を変更した場合は、変更後の仕様等がわかるカタログ等を添付してください。
- ※ 補助金交付申請額の変更の経緯がわかる計算書を添付してください。
- ※ 複数の設備を同時に変更する場合は、内容がわかるように併記してください。
- ※ この用紙に記載しきれない場合は、内容のわかるものを添付してください。

令和 年 月 日

寒河江市長 様

（申請者・補助事業者）

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

（※電話番号は、日中連絡が取れるもの）

令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令市第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）理由（該当する理由に○印を付けてください。）

○印記入欄	中止（廃止）の理由
	資金不足のため
	工事を将来に延期したため
	その他（中止（廃止）の理由を具体的に記入してください。）

※ 市の交付決定の写しを添付すること。

令和 年 月 日

寒河江市長 様

〒 ー
住 所
氏 名
電話番号

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

（※電話番号は、日中連絡が取れるもの）

令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業承継承認申請書

令和 年 月 日付け指令市第 号で交付決定の通知のあった標記補助事業について、下記のとおり承継したいので、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第6条の規定により承認されるよう関係書類を添付して申請します。

記

（設備名： ） 承継理由（該当する理由に○印を付けてください。）

○印記入欄	承継の理由	承継後補助事業者	承継前補助事業者
	①相続のため		
	②法人の合併のため		
	③その他（具体的に記載してください）		

令和 年 月 日

寒河江市長 様

（補助事業者）

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

（※電話番号は、日中連絡が取れるもの）

令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日指令市第 号をもって交付の通知のあった令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金について、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

再生可能エネルギー設備設置事業実績書

申請区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 （該当欄にチェック☑）		
1 設置場所 <small>（申請者住所と同じ場合は記入不要）</small>			
2 設備を設置する建物の概要	建築区分（該当欄にチェック☑） <input type="checkbox"/> 新築設置 <input type="checkbox"/> 既築設置	建物の所有者（該当欄にチェック☑） <input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外	
3 工事着手・完成日	工事着手日 年 月 日	工事完成日 年 月 日	
4 設備の概要	導入設備 <small>（該当する設備にチェック☑）</small>	<input type="checkbox"/> 木質バイオマス燃焼機器	
		<input type="checkbox"/> V2H設備	
	メーカー名	型式	
	補助対象経費（消費税含む）		
	補助金交付申請額	円	
	<input type="checkbox"/> 補助対象設備は既使用品ではなく、新品である（チェック☑すること）		
5 工事請負者 <small>（書類作成補助者）</small>	会社名		
	代表者氏名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話・FAX番号	TEL	FAX
	メールアドレス		
6 添付書類 <small>※確認欄の該当項目欄に ○印をすること。</small>	確認欄	添付書類	
	①		設置状況が確認できる写真（完了後） 1部
	②		領収書及びその内訳書の写し
	③		申請者本人の住民票又は法人の登記事項証明書 1部
	④		補助金振込先口座通帳（表紙及び1ページ目）の写し
	⑤		その他必要な書類

寒河江市長 佐藤 洋樹 様

(補助事業者)

住 所

氏 名

電話番号

(※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示)

(※電話番号は、日中連絡が取れるもの)

令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金財産処分承認申請書

令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金により取得した財産等について、令和6年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき下記のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

1. 交付決定日及び番号

2. 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
----	----	----	----	----	-----

その他については具体的に記入してください。

3. 処分の時期 年 月 日から
(年 月 日まで)

4. 処分の理由

5. 処分の条件 (処分することによって収益があった場合は、その額を記載してください。)

6. 処分対象財産の状況

財産等の種類	財産等の名称	形式	数量	取得価格		取得年月日	残存価格		備考
				単価	金額		単価	金額	
				円	円		円	円	